



欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

法律サービス

主要な問題および提案



外弁の認定と承認



外弁の認定と承認

年次現状報告：進展があったかは疑問

- ❑ 日本で外弁として登録されるためには、外国人弁護士の本国法についての 3 年間の専門実務経験が必要とされ、うち 2 年は、日本以外の国で実務経験を積みねばならない。
- ❑ この規則は、日本人弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。
- ❑ 日本人弁護士は、弁護士として認定される前に弁護士資格取得後の経験を問われることはない。
- ❑ この慣行は差別的であるばかりでなく、資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさないと EBC は考える。

外弁の認定と承認

年次現状報告：進展があったかは疑問

- ❑ そうした規則を設けるのであれば、本国法に基づく実務経験をどの程度積んできたのかといった点を重視すべきであり、場所にこだわる必要はないはずである。
- ❑ また、外弁登録手続に要するコストも、外国の法律事務所や個人に依然過重な負担を強いている。
- ❑ 2010年7月、改定・簡略化された申請様式が法務省によって導入されたが、これは一見したところ、記載を要する情報が減っているようである。



外弁の認定と承認

提案

- 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。最低限、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず、認めるべきである。
- 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化することに、引き続き重点を置く必要がある。
- 現行制度の見直しを行うべきである。これにより、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった変更が可能になるだろう。これは、現行制度にからむ不満の排除に大いに役立つだろう。





支店



支店

年次現状報告：大幅に進展

- ❑ 現行の規則では、外弁事務所、または外弁と日本人弁護士の共同事業は、日本国内に複数の事務所を開設することができない。
- ❑ これに対して、日本人弁護士は、弁護士法人を通して複数の事務所を開設することが認められている。
- ❑ 現在のところ、外弁はそのような制度を利用できない。
- ❑ しかしながら、外国弁護士制度研究会は、外弁がほかの外弁と、そして弁護士とも法人を設立できるようにすべきであると提言しており、同研究会の報告書の提言を実現する法律を導入するための作業が、目下、法務省内で進められている。

支店

提案

研究会の提言を実現する法律案は歓迎され、早急に制定されるべきである。とはいえEBCは、法人形態が大手国際法律事務所によって実際に広く利用されるかどうかを疑問視している。よりよく、かつ簡単な解決策は、時代遅れで、国内外いずれの法律事務所のニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限をただ単に廃止することだろう。

有限責任

模範民法

有限責任

年次現状報告：進展なし

- ❑ 現行の規則では、日本で活動する弁護士は有限責任の地位を利用できない。
- ❑ これは、複雑な国際商取引の処理や、きわめて多額の潜在的責任がからむデューディリジェンス業務の指揮をする弁護士より、むしろ法廷弁護士といった、日本における伝統的な弁護士の立場に沿ったものである。
- ❑ 多くの分野では、欧州やその他の国々（日本を含む）の専門職従事者は、とりわけ金融市場に携わる事務所にかかる巨大な潜在的責任がゆえに、財務情報の開示を条件として有限責任体制のもとで活動することを認められてきた。
- ❑ 欧州では、そうした制度の利用対象者から弁護士を除外することは不公正であるとみなされてきた。
- ❑ しかし日本では、法律事務所は個人を通して活動しなければならず、日本におけるその代表者は有限責任の便益の享受を認められていないため、日本で活動するすべての法律事務所は、不公平なレベルのリスクにさらされる。



有限責任

提案

外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国法人の支店を通して日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。